

香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢重度障害者に係る医療費の一部を助成することにより、高齢重度障害者の負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢重度障害者 町内に住所を有する65歳以上の者で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者(児)と判定された者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級に該当し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「高齢重度精神障害者」という。)
- (2) 保険医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の

確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年（療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。

- (4) 法の一部負担金 当該療養に要する費用の額から法の規定により後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額をいう。

(助成対象者)

第3条 高齢重度障害者医療費助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、次の要件を備えている者とする。

- (1) 高齢重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに高齢重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその高齢重度障害者の生計を維持する者について療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。ただし、所得割の額を算定する場合には、その者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、高齢重度障害者医療費助成の対象とすることができる。

（助成の範囲）

第4条 高齢重度障害者の疾病（高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について、法の規定による療養に対する給付又は支給が行われた場合において、法の一部負担金に相当する額から次の額を控除した額を高齢重度障害者医療費として支給する。

- (1) 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。
- (2) 入院療養である場合 当該療養につき次のアからウまでの額に100分の10を乗じて得た額（保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあつては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- ア 法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
- イ 法第76条第2項第1号に規定する「当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」
- ウ 法第77条第3項に規定する「当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額」

- (3) 前2号に定める額は、法の一部負担金の額を超えることができない。
- (4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1号及び第2号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。
- (5) 町長は、第1号及び第2号に規定する一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認めるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(受給者証)

第5条 町長は、受給者に対し高齢重度障害者医療費受給者証（様式第1号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

- 2 受給者証の交付を受けようとする者は、受給者証交付・更新申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に、町長が必要と認める書類を添えて町長に申請しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該助成を行わない旨の決定をしたときは、受給者証交付・更新申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 受給者証の有効期限は、1年以内とし、当該受給者証を発行した年又はその翌年の6月30日（以下「有効期間満了日」という。）までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに資格を喪失する場合は、当該資格を喪失する日までとする。
- 5 受給者証の交付を受けた者が有効期限後も引き続き医療費の助成を受けよう

とすることは、第2項の規定に基づく申請をしなければならない。ただし、町長が必要であると認めるときは、当該申請を待たずに受給者証を交付することができる。

6 受給者証の交付を受けた者は、受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに当該受給者証を町長に返還し、又は破棄しなければならない。

7 受給者証の交付を受けた者は、兵庫県内に所在する保険医療機関等において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(変更の届出)

第6条 受給者証の交付を受けた者は、住所、氏名等を変更したときは、交付申請内容変更届(様式第4号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(受給者証の返還)

第7条 受給者証の交付を受けた者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格喪失届(様式第5号)に受給者証を添えて町長に届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第8条 受給者証の交付を受けた者が受給者証を破損、又は紛失したときは、受給者証再交付申請書(様式第5号の2)により、町長に再交付の申請をすることができる。この場合において、破損した受給者証は町長に返還しなければならない。

2 前項の規定により受給者証の再交付を受けた者は、受給者証の再交付を受けた後において紛失した受給者証を発見したときは、速やかにいずれかの受給者証を町長に返還しなければならない。

(高齢重度障害者医療費の支給申請)

第9条 高齢重度障害者医療費の支給を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は、支給申請書(様式第6号)に、第4条に規定する医療に関する給付の行われていることを証する書類、当該医療に要した費用の額を証する書類その他町長が必要と認める書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、第11条の規定により高齢重度障害者医療費の支給があったものとみな

されるときは、この限りでない。

(高齢重度障害者医療費の支給決定等)

第10条 町長は、前条の規定による支給申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、高齢重度障害者医療費の支給を行う事を決定したときは、支給申請者に支給するものとし、当該支給を行わない事を決定したときは、支給申請却下通知書(様式第7号)により支給申請者に通知するものとする。

(支給方法の特例)

第11条 町長は、高齢重度障害者が兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けたときは、高齢重度障害者医療費として当該医療を受けた者に支給するべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、高齢重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

(香美町高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱の廃止)

2 香美町高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱(平成17年香美町告示第52号)は、廃止する。

(香美町高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行前に行われた高齢重度心身障害者特別医療費の支給については、なお従前の例による。

(市町村民税の額の算定の特例)

4 第3条第1号における「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額」については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)

第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

附 則（平成18年6月30日告示第134号）

（施行期日）

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に行われた医療の給付に関する「定義」については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月6日告示第153号）

（施行期日）

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に行われた医療の給付に関する「定義」、「助成の範囲」については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月7日告示第16号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日告示第13号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の医療等に係る医療費の支給について適用し、同日前の医療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間の助成対象者の特例）

3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間における助成対象者は、第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱第3条第1項各号に該当し、かつ、第3条第1項に該当しない者とする。ただし、町長が、特別の理由があると認める場合については、この限りでない。

4 前項の場合において、第4条第1号中「600円（低所得者である場合は、

400円)」とあるのは、「900円」と、同条第2号中「2, 400円（低所得者である場合は、1, 600円）」とあるのは、「3, 600円」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年12月10日告示第168号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱第2条第4号の規定は、平成20年4月1日以後に生じた法の一部負担金について適用する。

附 則（平成22年3月26日告示第30号）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の医療等に係る医療費の支給に関する助成対象者について適用し、同日前の医療等に係る医療費の支給に関する助成対象者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月6日告示第8号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の医療等に係る医療費の支給に関する助成対象者について適用し、同日前の医療等に係る医療費の支給に関する助成対象者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月1日告示第164号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月18日告示第121号）

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第44号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月2日告示第87号）

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年9月14日告示第87号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第3条第1号にただし書きを加える改正規定は、平成30年7月1日から適用する。
- 2 第2条の規定による改正後の香美町重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は平成30年9月1日から適用し、同日前の医療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日告示第31号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月24日告示第123号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日告示第84号）

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 改正後の香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、令和3年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前の医療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月30日告示第184号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。